

春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例等の一部を改正する条例

(春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正)

第1条 春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例(平成27年条例第7号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。))から起算して5年を経過した者)にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)</u>をいう。)その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。)</u>その他これに準ずる者 1人</p>

(春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例(平成29年条例第21号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項(以下「改正前の項」という。)に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>この</u>条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この</u>条例は、公布の日から施行する。</p>

(経過措置)

- 2 平成25年度までに、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者	当該主任介護支援専門員研修を修了した日から平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号
平成24年度及び平成25年度に主任介護支援専門員研修を修了した者	当該主任介護支援専門員研修を修了した日から平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（第1条の規定による改正後の春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定す

る日までの間に修了したものとみなす。

- 3 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。